

合併特例債の適用期限の再延長を求める意見書

合併市町村の均衡ある発展に資する公共的施設整備などを推進するために発行できる合併特例債については、その元利償還金の70%を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入することとされ、適用期間は10年間とされていた。

その後、東日本大震災の教訓から、多くの合併市町村では、各種の建設事業計画を見直し、耐震や災害対策強化の必要性が生じ、当初の適用期間内では事業終了が困難となったことから、東日本大震災の被災地を除く合併市町村に対して、合併特例債適用期限の5年間、平成32年度までの延長がされている。

しかしながら、その後の「アベノミクス効果」による建設事業の増大や東日本大震災や熊本地震の復興促進、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの決定に伴う関連施設整備など、建設需要の増大により、建設資材の高騰や技術者不足がみられ、全国の自治体で入札不調が急増し、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念される。

平成17年3月、7カ町村が合併し誕生した本市においては、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立するため職員数の削減、公共施設の整理・統廃合や補助金の見直し等を行い、市民全員で痛みを分かち合いながらも、合併特例債を有効に活用しながら、市役所新庁舎や消防新庁舎の建設、情報通信網の整備等を行ってきた。

今後においても合併特例債を財源として、地域福祉や災害時の拠点施設となる地域総合コミュニティセンターの建設等、合併前町村のインフラ整備が控えているが、本市においてもこれらの事業の円滑かつ計画的な実施に大きな影響がでるのではないかと危惧される。

よって、豊後大野市議会では、今後予定してある合併基盤整備事業の確実な実行を担保するため、政府に対し、合併特例債の適用期限を再度5年間延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

大分県豊後大野市議会

議長 佐藤辰己

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 野田聖子様